

## 別表

### 1 補助単価

区分	補助単価	補助基準額算定方法
間接撮影 レンズカメラ	円 454	受診人数×補助単価
間接撮影 70mmミラーカメラ	478	〃
間接撮影 100mmミラーカメラ	506	〃
直接撮影	506	〃

### 2 対象経費

法第53条の2第1項の規定による健康診断に必要な次に掲げる経費とする。

(但し、業務に従事する者を除く)

(1) 報酬

(2) 賃金

(3) 報償費(報償金を含む。)

(4) 需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費及び医薬材料費に限る。)

(5) 役務費(通信運搬費、手数料及び損害保険料に限る。)

(6) 委託料

(7) 使用料及び賃借料

(8) 公課費